

1730

三 拾

保存期限 決裁指定 賞 執行指定 牛島

大臣 交		件名 エストニア、リトト小銃及拳銃交換ノ件		受領 陸軍省 領省 貳第三三五號
房官大臣	課局務主	局長 主務	次官	政務 次官
了結 昭和 年 月 日	領受 昭和 年 月 日	提出 昭和 年 月 日	領受 昭和 年 月 日	番號
(裁決)行決 覽回後		帶 連		
長局	長局	課長 主務	高級 副官	參與官
長課	長課	主務課員	主務副官	書記官
			官房御用掛	審察 筆記者

政務次官 回付 決裁 前連帶 後課名 録

永久乙 紙

決行(決裁)後 回覽課名

陸軍省 10.2.8 軍事課

陸軍省 10.2.7 砲兵課

1731

関係者類ハ一
於テ保為ス

陸軍

印

主務課員



主務副官
官房御用掛



書記官

筆案
筆記者

供件

軍事課

後名



1341

台

関係書類一括軍事課
於テ保存ス

次官より外務次官宛通牒案(陸密)

今般「エストニア」國軍部より研究用トシテ小銃及拳銃ノ交換方在里賀陸軍武官大内騎兵中佐ヲ經テ申越シタル處日「エ」兩國親善ノ為之カ要求ニ應スルコトセリ茲テハ本邦側ヨリモハ貴省ニ依託シ在「ラトヴィア」國日本公館宛送付方取計ヒ相煩度又「エ」國ヨリモハ在里賀日本公館ニ於テ受領後貴省宛送付スル如ク同地陸軍武官宛通牒シ置キタルニ付右ニ関シ可然便宜供共方取計ヒ相煩度

送テ本邦ヨリ付為經費ニ當省ニ於テ支弁可取ニ付

陸軍省
大藏省
外務省

昭和十年二月十二日

